

君津中央病院企業団公告第50号

事後審査型制限付き一般競争入札の実施について

事後審査型制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和 7年3月 7日

君津中央病院企業団 企業長 田中 正

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 富士フイルムビジネスイノベーション製トナーカートリッジ等購入
(単価契約)
- (2) 納入場所 木更津市桜井1010番地 君津中央病院
- (3) 履行期間 令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日
- (4) 調達物品の仕様等
本件に係る契約書案及び仕様書（以下「仕様書等」という。）によるものとする。
- (5) 最低制限価格の設定等
最低制限価格 なし

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令和5・6年度 君津中央病院企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の物品等業の電算・OA機器に登載されている者のうち、本件の公告日から入札日までの間に、君津中央病院企業団建設工事等有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 君津中央病院企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく排除措置を、本件の公告の日から入札日までの間に受けていない者。
- (3) 資格者名簿において、千葉県内に本店又は支店若しくは営業所が登載されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の入札日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札参加申請

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加のための申請を行わなければならない。

- (1) 申請期間 令和 7年3月 7日（金）
令和 7年3月14日（金）
（土・日曜を除く 8時30分～17時15分）

- (2) 申請方法 事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書（第1号様式その2）を申請期間内に君津中央病院 事務局管財課用度班（地階用度管理事務室）に2部提出する。なお、郵送により入札参加申請を希望される場合には、（第1号様式その2）2部及び第3号様式1部、担当者の名刺1枚を申請期間内（令和7年3月14日（金）必着）までに返送用のレターパックを同封のうえ、君津中央病院 事務局管財課宛に送付すること。

4 仕様書等の縦覧等

仕様書等の縦覧及び貸出しは次のとおり行うものとする。

- (1) 申請期間 令和 7年3月 7日（金）
令和 7年3月14日（金）
（土・日曜を除く 8時30分～17時15分）
- (2) 申請方法 仕様書等縦覧申込書（第3号様式）を申請期間内に君津中央病院 事務局管財課用度班（地階用度管理事務室）に提出すること。なお、仕様書等の借用を希望する者は、入札参加申請の際に申し込み、入札日までに返却するものとする。

5 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、君津中央病院 事務局管財課用度班へ電子メール又はFAXにて提出すること。

- (1) 質疑提出期間 令和 7年3月13日（木）
令和 7年3月14日（金）17時15分まで
- (2) 質疑提出先 事務局管財課用度班
E-mail : youdo@kc-hosp.or.jp
FAX : 0438-36-8437
- (3) 質問回答 令和 7年3月17日（月）
（入札参加申請者全員にFAXで回答する。）

6 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7年3月24日（月）15時30分
- (2) 場 所 木更津市桜井1010番地 君津中央病院 4階講堂2
電話 : 0438-36-1072 FAX : 0438-36-8437

7 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の落札候補者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第4号様式その2）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加格の確認を受けなければならない。当該書類を提出期限までに提出しなかった場合は、落札候補者の資格を失う。
- (2) 資格確認資料の提出期間等
- ① 提出期間 令和 7年3月24日（月）
令和 7年3月25日（火）
（8時30分～17時15分）
- ② 提出場所 君津中央病院 事務局管財課用度班（地階用度管理事務室）

木更津市桜井 1010 番地 電話：0438-36-1072

- ③ 提出書類 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第4号様式その2）
富士フイルムビジネスイノベーション製トナーカートリッジ等購入（単価契約）の内訳書

8 保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金 君津中央病院企業団財務規程第95条及び第107条の規定による。

9 入札書に記載する金額

- (1) 入札書に記載する金額は、各品目の単価に購入予定数量を乗じた金額の総額（税抜）とすること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の心得

(1) 入札に関する注意事項

- ① 入札書、誓約書及び委任状は、君津中央病院企業団所定の様式にて提出すること。
- ② 入札者が代理人である場合においても、誓約書及び入札書には代表者印を押印すること。
- ③ 委任状、誓約書及び入札書は代理人の印では修正できない。
- ④ 再度入札の回数は、1回とする。
- ⑤ 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札した者に「くじ」を引かせて落札候補者とする。
- ⑥ 入札用封筒は、長形3号（120×235mm）以下を使用し、宛名（君津中央病院企業団 企業長 田中 正宛）、件名、商号又は名称を記入のうえ、封印（3箇所）すること。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札については、無効とする。なお、入札参加申請後に指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。また、入札が無効となった者は、再度入札に参加することができない。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 記名押印を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 同一人がした2以上の入札
- ⑦ 明らかに連合であると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 再度入札の場合においては、前回の最低入札と同額又は上回った入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

1 1 内訳書の提出

- (1) 入札時に内訳書を提出すること。
- (2) 内訳書は、参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は、入札を無効とする。

1 2 落札者の決定

本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指名し、入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者として決定する。ただし、再度入札を行っても落札者が決定しないときは、最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行することができる。

- ① 落札者として決定した場合は、令和 7 年 3 月 31 日（月）までに通知する。
- ② 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和 7 年 3 月 26 日（水）までに君津中央病院 事務局管財課用度班に書面を持参して行わなければならない。
- ③ 理由は、令和 7 年 3 月 28 日（金）までに書面で回答する。

1 3 入札の辞退

入札参加申請書を提出された後、都合により入札を辞退する場合は、入札執行前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

1 4 契約締結時期 落札者は、落札の決定後、4 月 1 日に契約を締結しなければならない。

1 5 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合は、資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返還しない。なお、申請者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項については公表しない。
- (4) 入札参加者は、本書及び仕様書等を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (5) 入札参加者が 1 者であり、特別な事情が無い場合は入札を中止するものとする。
- (6) この公告に係る契約は、令和 7 年度君津中央病院企業団病院事業会計予算であるため、令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。
- (7) 入札の取扱いについて必要な事項は、地方自治法、その他関連法令及び君津中央病院企業団財務規程の定めるところによる。

1 6 問い合わせ先

君津中央病院 事務局管財課用度班
木更津市桜井 1010 番地
電話：0438－36－1072(代)
FAX：0438－36－8437